

海外移植 薄氷の搜査



(左上から時計回りに)警視庁が押収した患者名簿など、菊池仁達容疑者、NPOのホームページ

内閣府NPO法人
難病患者支援の会

- ▶ 理事長挨拶
- ▶ 難病患者支援の会について
- ▶ 募金の一部

What New

- ▶ 新規情報
- ▶ 反対の声
- ▶ お問い合わせ
- ▶ 私たちの活動

Contents

- ▶ 難病患者の声
- ▶ 難病患者の声
- ▶ ご意見
- ▶ お問い合わせ
- ▶ 私たちの活動
- ▶ 背景について (基本情報)
- ▶ お問い合わせ (基本情報)
- ▶ お問い合わせ (基本情報)

海外医療移転の流れ(腎臓・肝臓・心臓・肺臓)

※本会でのご相談
※本会でのご相談
※本会でのご相談
※本会でのご相談

捜査の端緒は昨年8月の報道だ。NPOがあっせんしたキルギスでの生体腎移植で、臓器売買が行われた疑いがあることを指摘する内容で、NPOの「実質代表」と表記されたのが、後

に理事長となる菊池仁達容疑者(62)だった。

捜査当局には当初、「移植で健康を取り戻した患者もあり、立件するほどの悪質性があるのか」といった見方もあった。流れを変え

■ 悪質性
を受けている事案ということも踏まえて、公判請求が妥当だと判断した」。検察幹部は20日、今回の起訴についてそう語った。

臓器あっせん起訴

海外での臓器移植の無許可あっせん事件で、NPO法人「難病患者支援の会」(東京)と理事長が20日、臓器移植法違反で東京地裁に起訴された。不透明な海外移植の摘発と起訴はいずれも初めてだ。今後始まる公判を前に、前例のない捜査の舞台裏を探つた。(社会部 藤原聖大、中薗あづさ、本文記事一面)

スキャナー SCANNER

● 臼器移植法の規定と捜査のポイント

第12条 (無許可あっせん)

規定 業として移植用の臓器(死者からの摘出に限る)をあっせんする場合、厚生労働省の許可が必要

法定刑 1年以下の懲役または100万円以下の罰金

第11条 (臓器売買)

臓器の売買やその要求、約束などを禁止。ドナーが生体か死体かを問わず、国外犯規定もあり

5年以下の懲役または500万円以下の罰金

捜査のポイント

NPOの国内での活動が「あっせん」に該当。ベラルーシの移植を死体移植と確認

日本の警察の捜査権限は海外に及ばず、特に途上国などでは捜査が事実上困難

↓
菊池容疑者を起訴

↓
立件せず

死体要件突破「ベラルーシル

たのは、警視庁の任意聴取に応じた患者らの証言と、押収された菊池容疑者の発言の録音記録だ。

NPOはホームページで「内閣府認証」をうたい、帰国後は大学病院で診療を受けられるなどと実態異なる説明をしていた。録音には「金だけ取ればいい」と患者の命を軽んじるような発言もあった。

さらに、キルギスでは患者1人が一時重篤となり、ベラルーシの移植では2人が術後に死亡していた。警視庁は「放置すべき案件ではない」として、捜査を本格化させた。

■ 適用罪名は

検査の最大のハーダル

なったのは、移植の現場が

適用可能な罪名は見当たら

ぬ

臟器移植法で定める「無許可あっせん罪」だ。法定刑は

1年以下の懲役などで、

臟器売買の「5年以下」より

大幅に軽いものの「ほかに

適用可能な罪名は見当たら

ハート

は対象外となる。海外での移植で、ドナーが生体か死体かを確認するのは、容易ではなかつた。

警視庁は当初、心臓移植のケースを探した。ドナーが死者であることが確実だからだ。だが、NPOに心

臓移植の相談をした患者は複数いたものの、実際に移植に至ったケースは少なくとも最近数年間では確認されず、捜査は一時、手詰まりの状態となつた。

■生体は対象外
だが、無許可あつせん罪は脳死を含む死体からの移植だけが対象で、生体移植

活動が「あつせん」に該当すると判断した。

内で患者を募集し、病院への紹介状を作成するなどの活動が「あつせん」に該当すると判断した。

法制度見直しと野党議論

事件を受け、法制度の見直しに向けた議論が始まつてゐる。事件の背景に、臓器移植法の不備と、国内の深刻なドナー不足があると指摘されているためだ。

同法の不備は、無許可あつせん罪の対象に生体移植が含まれていない点だけでない。無許可のあつせん団体に厚生労働省の調査権限が及ばず、国がNPOなどの活動をこれまで一切把握できていなかつたことが問題視されている。

ドナー不足については、過去にも繰り返し指摘されており、日本での移植を待

ちきれない患者が海外へと向かう要因となつていて。

日本臓器移植ネットワークによると、2021年の人口100万人あたりのドナーネは日本は0・62人で、米国(41・88人)やスペイン(40・2人)などに比べてはるかに見劣りする。こうした現状を受け、岸田首相は2月27日、衆院予算委員会で「実効性のある対策を検討する」と答弁している。自民党は今月14日、臓器移植に関する議員連盟の総会を開き、法や制度の見直しに向けて議論する方針を示した。

日本維新の会も、移植支援に関わる団体を届け出制などにして活動を把握できるようにしてることや、無許可あつせん罪の罰則強化などをについて検討している。

厚労省は4月から海外移植の実態調査を行う方針で、各党はこの調査結果も踏まえて議論を進める。臓器移植に詳しい慶應大の磯部哲教授(行政法・医事法)は「今回の立件を機に、法の不備の解消や、臓器提供数の増加に向け、超党派で議論することが不可欠だ」と指摘している。

た外国人の移植は死体移植であることが明らか」(捜査幹部)だった。

菊池容疑者も録音記録で

「死体移植」と明記されており、書類に名前が記載さ

れた医師が実在することも

立病院が発行した書類に

「死体移植」と明記されており、書類に名前が記載さ

れた医師が実在することも

立病院が受け入れ

検査で確認された。

警視庁幹部は「立件の材料がたまたまそろつただけで、薄水を踏むような検査だった。現在の法律では、別の団体が再び海外移植のあつせんを手がけたとしても、次にまた立件できるとは限らない」と打ち明けた。